

令和元年

第4回市議会定例会 議案第12号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行  
に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和元年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行  
に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する条例(昭和27年函館市条例第5号)の一  
部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

6 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1  
項および第2項の規定の適用については、第1項中「3年を超えな  
い範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項および第2項の規定  
に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、第2項中「3年に満  
たない場合」とあるのは「法第22条の2第1項および第2項の規  
定に基づき任命権者が定める任期に満たない場合」と、「3年を超  
えない範囲内」とあるのは「当該任命権者が定める任期の範囲内」  
とする。

第5条中「第3項まで」の後ろに「および第6項」を加える。

(職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第2条 職員の懲戒に関する条例(昭和27年函館市条例第4号)の一  
部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の後ろに「。以下「法」と  
いう。」を加える。

第3条中「給料」の後ろに「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬（給料に相当する報酬に限る。））」を加える。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される函館市職員の処遇等に関する条例および公益的法人等への函館市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第3条 次に掲げる条例の規定中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される函館市職員の処遇等に関する条例（平成16年函館市条例第6号）第2条第2項第3号

(2) 公益的法人等への函館市職員の派遣等に関する条例（平成14年函館市条例第10号）第2条第2項第3号

（職員の服務及び職員団体に関する条例の一部改正）

第4条 職員の服務及び職員団体に関する条例（昭和26年函館市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「昭和26年6月23日函館市条例第15号）第14条の規定により給与」を「昭和26年函館市条例第15号）第14条または函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年函館市条例第 号）第7条もしくは第17条の規定により給与または報酬」に改める。

（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）

第5条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年函館市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「平成3年函館市条例第3号」の後ろに「。次号において「勤務時間条例」という。」を、「平成3年函館市条例第4号」の後ろに「。次号において「休日休暇条例」という。」を加え、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 勤務時間条例第8条の規定に基づき任命権者が定める時間外勤務代休時間（勤務時間条例第5条第1項に規定する時間外勤務代休時間に相当するものをいう。）ならびに休日休暇条例第8条の

規定に基づき任命権者が定める休日および勤務を免除された日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）

（職員の勤務時間に関する条例の一部改正）

第6条 職員の勤務時間に関する条例（平成3年函館市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（非常勤職員の勤務時間）

第8条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が別に定める。

（職員の休日および休暇に関する条例の一部改正）

第7条 職員の休日および休暇に関する条例（平成3年函館市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（非常勤職員の休日および休暇）

第8条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の休日および休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が別に定める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第8条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年函館市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第22条第1項」の後ろに「（函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年函館市条例第号。第19条において「会計年度任用職員給与等条例」という。）第10条第1項および第16条第1項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第2項中「している職員」の後ろに「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の後ろに「（地方公務員法第22条の2第1

項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第17条の次に次の1条を加える。

(部分休業をすることができない職員)

第17条の2 法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次条第1項において「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）とする。

- (1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- (2) 勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第18条第1項中「勤務時間」の後ろに「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条第2項中「勤務しない職員」の後ろに「（非常勤職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する育児のための特別休暇に相当するもの（以下この項において「非常勤職員の育児時間」という。）または前項に規定する介護時間に相当するもの（以下この項において「非常勤職員の介護時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該非常勤職員の育児時間または当該非常勤職員の介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第19条中「第14条」の後ろに「または会計年度任用職員給与等条例第7条もしくは第17条」を、「第20条第1項」の後ろに「または会計年度任用職員給与等条例第9条第1項もしくは第19条第2

項」を、「給与額」の後ろに「または勤務1時間当たりの報酬額」を加える。

(函館市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第9条 函館市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年函館市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「占める職員」の後ろに「および法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第10条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年函館市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」の後ろに「, 別に条例で定めるもののほか」を加え、「基き」を「基づき」に改める。

第25条を次のように改める。

(臨時的任用の職員の給与)

第25条 臨時的任用の職員の給与については、第2条から前条までの規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、これらの規定に規定する給与の水準を超えない範囲内で市長が別に定める。

(函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第11条 函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和52年函館市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「および地方公務員法(昭和25年法律第261号)」を「, 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(第15条第1項および第22条において「会計年度任用職員」という。)および同法」に改める。

第15条第1項各号列記以外の部分中「職員」を「職員(会計年度任用職員を除く。)」に改め、同条中第6項を第7項とし、第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日(特に勤務しないことが認められた日を含む。)が18日以上あ

る月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものが退職した場合は、退職手当を支給する。

第21条中「予算の範囲内で給与を支給する」を「管理者が別に定める」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

臨時的任用の職員の給与については、第2条から前条までの規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、これらの規定に規定する給与の水準を超えない範囲内で管理者が別に定める。

第23条を第24条とし、第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員についての適用除外)

第22条 第4条から第6条まで、第7条の2、第9条、第14条の2、第14条の3および第17条の規定は、会計年度任用職員には、適用しない。

2 第14条の規定は、任期の定めが6月に満たない会計年度任用職員で管理者が定めるものには、適用しない。

(函館市立高等学校及び幼稚園教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第12条 函館市立高等学校及び幼稚園教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和39年函館市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の後ろに「。以下「法」という。」を加え、「(常勤の者および同法第28条の5第1項または第28条の6第2項の規定により採用された者に限る。以下同じ。)」を削る。

第2条中「講師」の後ろに「(これらの者で、法第22条の2第1項各号に掲げる者に該当するものを除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 教育職員(法第22条の2第1項各号に掲げる者に該当する教育

職員に限る。)の給与については、北海道学校職員の給与に関する条例の規定を準用する。

第2条の2中「教育職員の給与等に関する特別措置に」を「教育職員(法第22条の2第1項各号に掲げる者に該当する教育職員を除く。)の給与等に関する特別措置に」に改める。

第6条中「教育職員」の後ろに「(法第22条の2第1項第1号に掲げる者に該当する教育職員を除く。次条において同じ。)」を加える。

第8条の見出しを「(旅費等)」に改め、同条第1項中「教育職員」の後ろに「(法第22条の2第1項第1号に掲げる者に該当する教育職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 教育職員(法第22条の2第1項第1号に掲げる者に該当する教育職員に限る。)の通勤に係る費用の弁償については、北海道学校職員の給与に関する条例の規定を準用する。

(函館市職員退職手当条例の一部改正)

第13条 函館市職員退職手当条例(昭和59年函館市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「同条例第25条の職員および」を削り、「除く。」の後ろに「)のうち常時勤務に服することを要するもの(」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令または条例もしくはこれに基づき任命権者が定めるところにより、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中10年を超え25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷または病気(以下「傷病」という。))による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分ならびに第5条中公務上の傷病または死亡による退職に係る部分ならびに25年以上勤続した者の通

勤による傷病による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第9条の次に次の2条を加える。

(勤続期間の計算の特例)

第9条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

(2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したものの職員となる前の引き続いて勤務した期間

第9条の3 第9条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であつた者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

第10条第1項および第2項中「前条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「前条」を「第9条」に改め、同条第5項中「前条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

(会計年度任用職員に関する読替え)

第23条 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員が第2条第2項の規定により職員とみなされる場合における第4条第2項および第6条の規定の適用については、第4条第2項中「地方公務

員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項および第3項」とあるのは「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項および第3項，労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項および第3項または議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年函館市条例第28号）第2条の2」と，第6条中「地方公務員災害補償法」とあるのは「地方公務員災害補償法，労働者災害補償保険法または議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」とする。

（臨時的任用の職員の退職手当）

第24条 臨時的任用の職員の退職手当については，第2条から前条までの規定にかかわらず，職員の退職手当との権衡を考慮し，これらの規定に規定する退職手当の水準を超えない範囲内で市長が別に定める。

附則第16項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

（函館市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第14条 函館市職員等の旅費に関する条例（平成2年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3等級の項中「再任用職員」を「臨時的任用の職員，再任用職員，会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に限る。）」に改める。

（函館市立高等学校及び幼稚園教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第15条 函館市立高等学校及び幼稚園教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和29年函館市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の後ろに「。以下「法」という。」を加え，「（常勤の者および同法第28条の5第1項または第28条の6第2項の規定により採用された者に限る。）」を削る。

第3条中「及びこれに対する勤務地手当の合計額」を「（法第22条の2第1項第1号に掲げる者に該当する教職員については、報酬（給料に相当する報酬に限る。））」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
（函館市職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第13条の規定による改正後の函館市職員退職手当条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日を含む月以前における常時勤務に服することを要しない者（臨時的任用の職員を含む。）としての勤続期間は、改正後の条例第9条の2第1号の引き続いて勤務した期間に通算しないものとする。
- 4 改正後の条例第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、改正後の条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する改正後の条例第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。
- 5 前項の規定の適用を受ける者に対する改正後の条例第9条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員等に係る関係条例の規定を整備するため